

## I. 統計で見る男女共同参画の状況

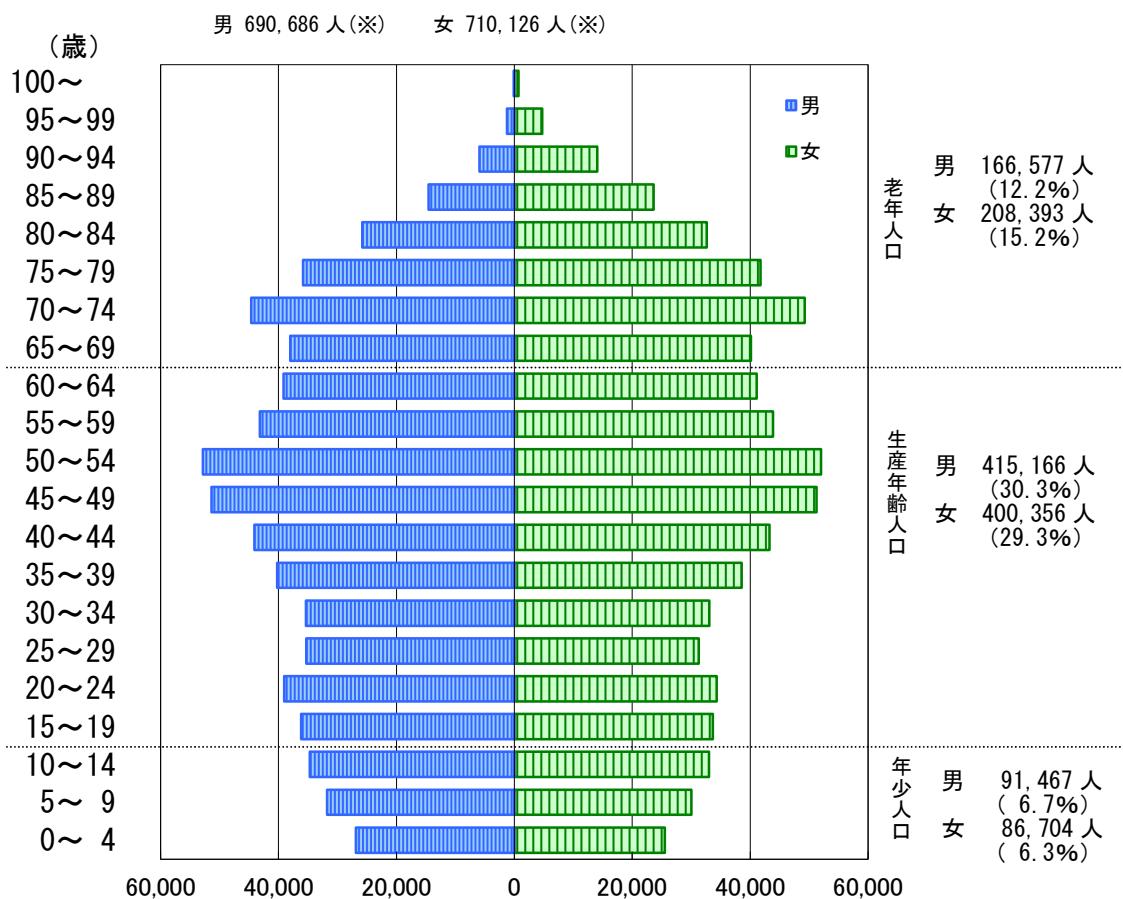
## 1. 人口、人口動態

- 本県の令和6年(10月1日現在)の人口は、男性が690,686人、女性が710,126人、合計1,400,812人(年齢不詳を含む。)で、令和5年(1,406,103人)からの人口増減率は0.4%の減少となりました。
- 年齢別の人口をみると、年少人口(15歳未満)、生産年齢人口(15歳以上65歳未満)、老人人口(65歳以上)の構成比は、それぞれ13.0%、59.6%、30.3%となっており、それぞれの構成比を令和5年と比べると、年少人口は0.2ポイントの減少、生産年齢人口は変わらず、老人人口は3.1ポイントの増加となっています。

図1 人口ピラミッド(滋賀県)

資料:「令和6年滋賀県推計人口年報」(県統計課)

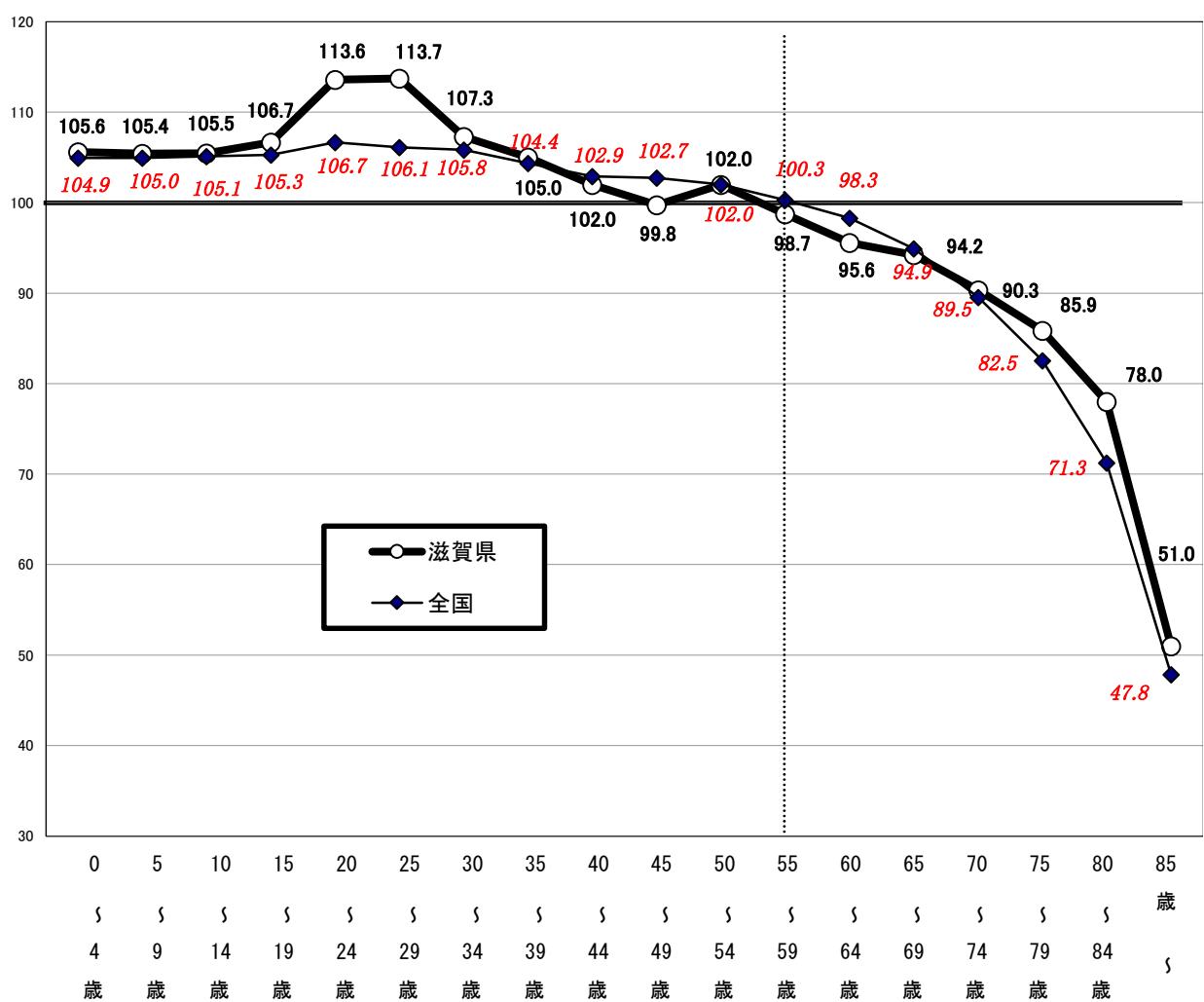
(※印の人数には年齢不詳者を含む。ただし、男女構成比は年齢不詳者を除いて算出)



- 本県における人口性別比(女性 100 に対する男性の比率)を年齢階級別にみると、50 歳代後半を境に女性人口が男性人口を上回るようになり、特に 70 歳代後半以降の高齢者層になると、一気に女性人口が男性人口を上回る様子がよくわかります。
- 全国では、60 歳代前半から女性人口が男性人口を上回っています。

図 2 年齢 5 階級別・男女性比（滋賀県・全国）

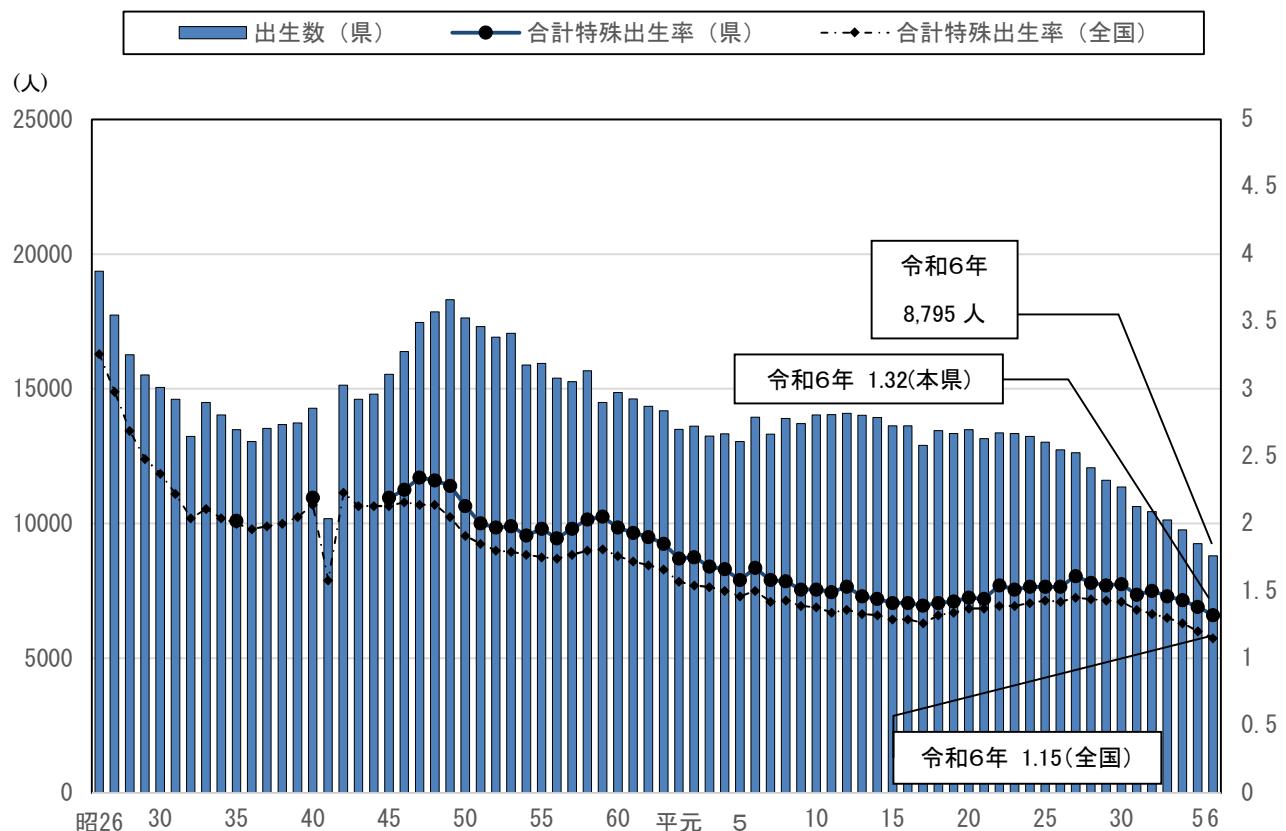
資料：「令 6 年滋賀県推計人口年報」（県統計課） 「令和 6 年人口推計」（総務省）



- 本県の出生数は、昭和49年をピークとする第二次ベビーブーム以降減少傾向にあります。平成元年から平成25年までは13,000~14,000人で推移しておりましたが、平成26年に13,000人を下回ってから右肩下がりで減少しており、令和4年は初めて1万人を下回り、令和6年は8,795人となりました。
- また、本県の合計特殊出生率は、全国を上回って推移しておりますが、近年減少傾向にあり、令和6年は前年から微減の1.32となりました。

図3 出生数および合計特殊出生率の推移（滋賀県・全国）

資料：「人口動態統計」（厚生労働省）



- 本県の婚姻件数は、平成以降では12年の8,593件をピークに減少傾向にあり、令和6年は5,304件となっています。また、婚姻率(人口千対)も3.9となり、減少傾向にあります。
- 一方、離婚件数は昭和40年頃から年々増加し、平成17年には過去最高の2,472件に達しましたが、その後、減少傾向にあり、令和6年は1,901件となっています。また、離婚率(人口千対)も同様の傾向にあり、令和6年は全国より0.15低い1.40となっています。

図4 婚姻の状況（滋賀県・全国）

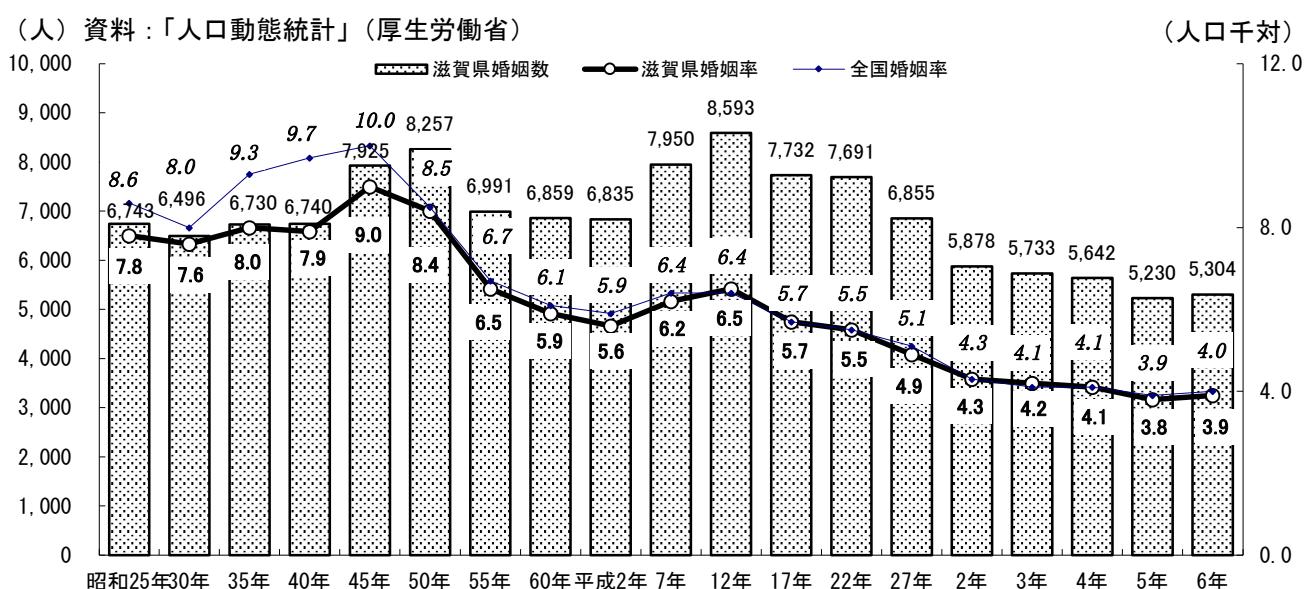
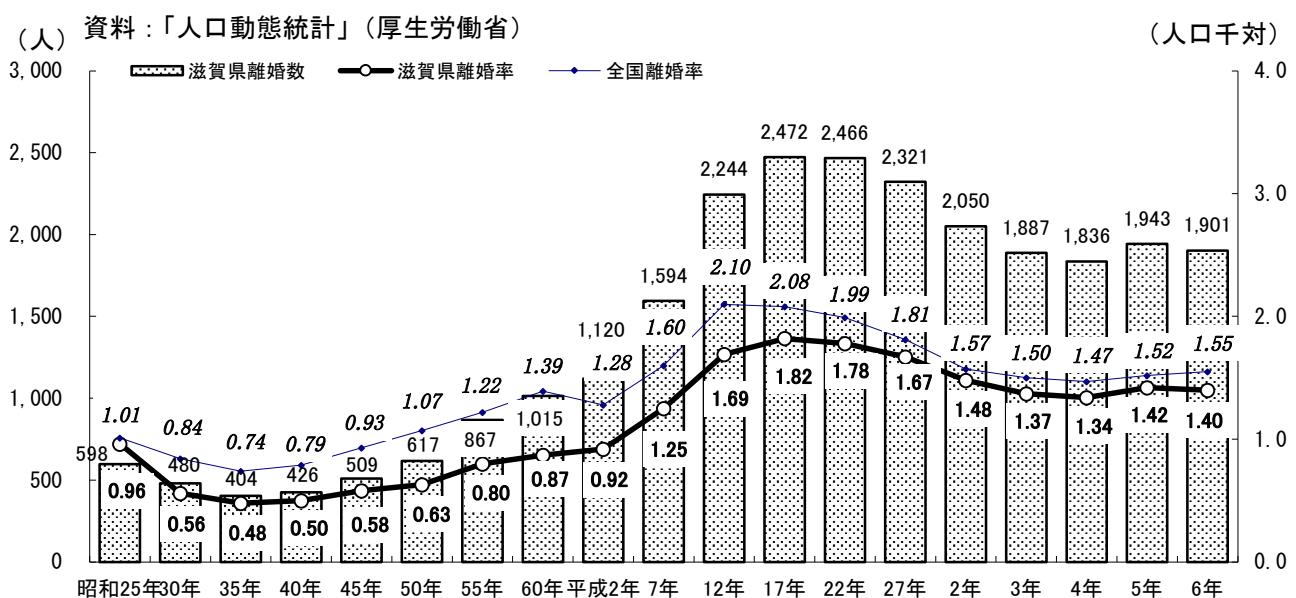


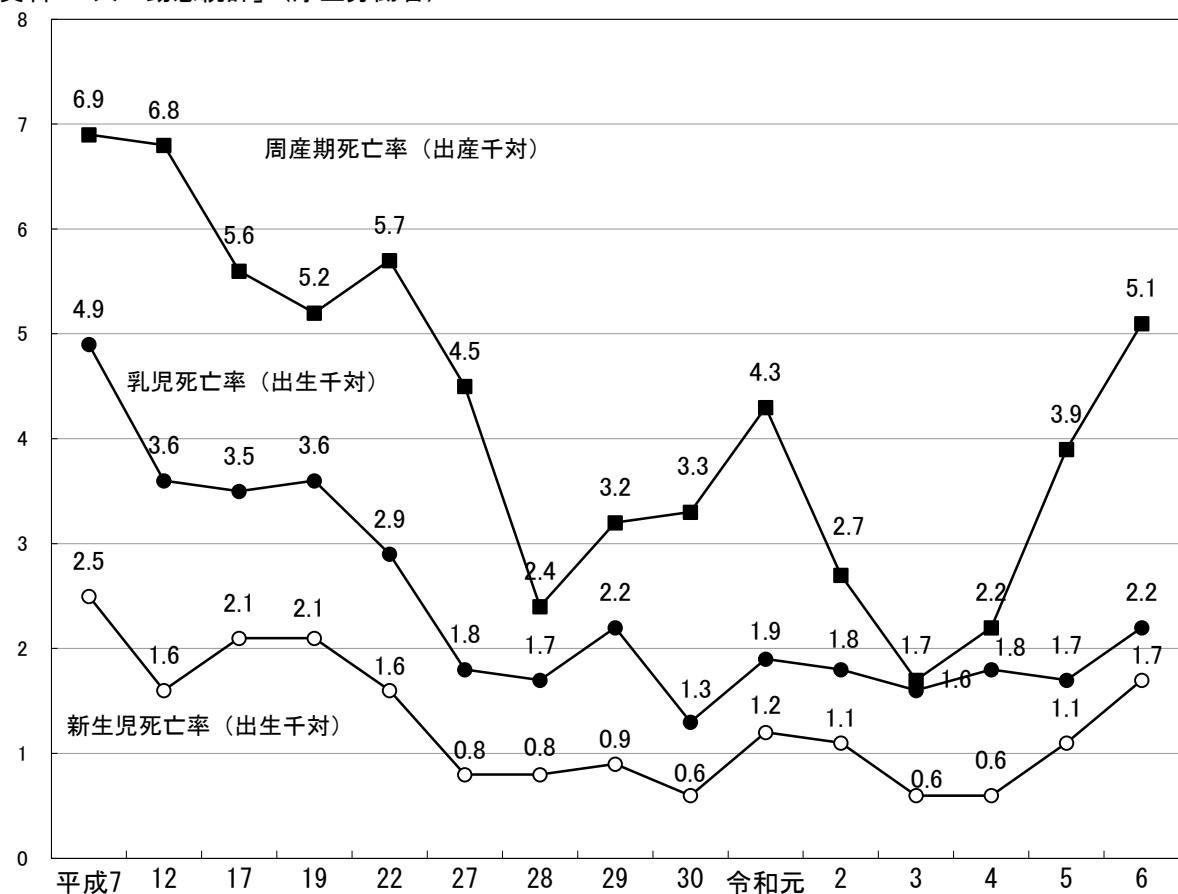
図5 離婚の状況（滋賀県・全国）



- 本県の周産期死亡率(人口千対)は、近年、2~5台で推移しており、令和6年は前年から1.2増加し、5.1となりました。
- 乳児死亡率(人口千対)は、近年、1~2台で推移していますが、令和6年は2.2となり、前年から0.5増加しました。
- 新生児死亡率(人口千対)は、近年、1台前後で推移していますが、令和6年は1.7となり、前年から0.6増加しました。

図6 母子保健関係指標の推移（滋賀県）

資料：「人口動態統計」（厚生労働省）

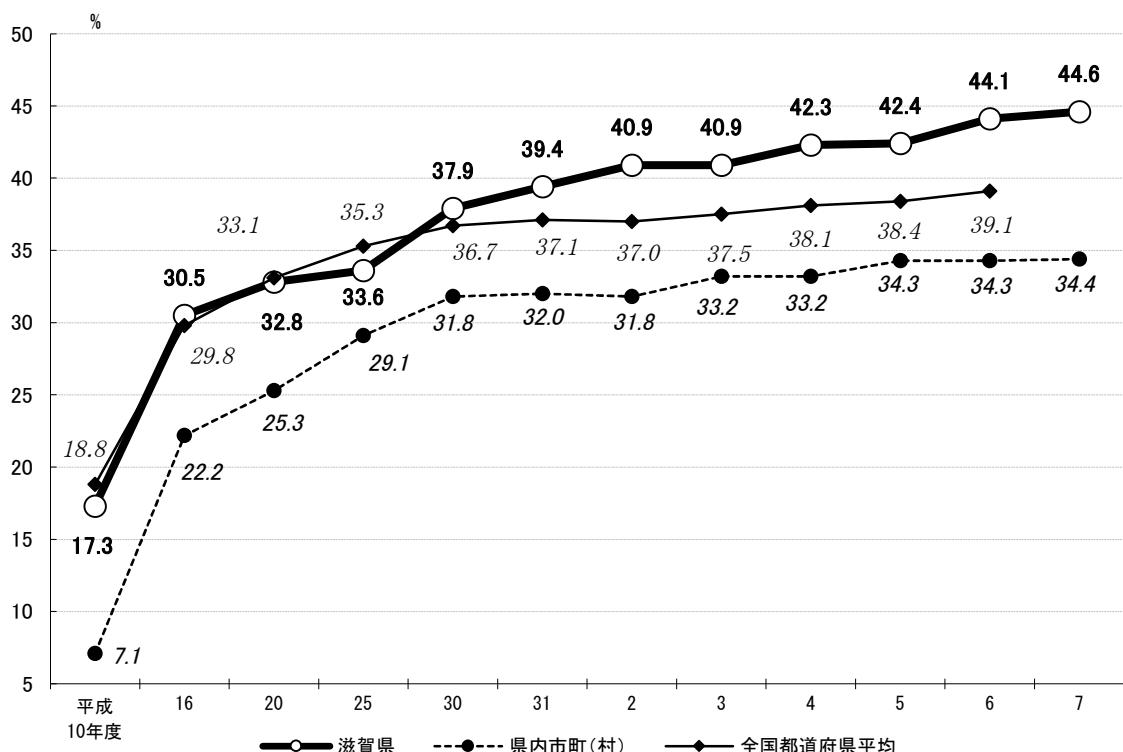


## 2. 女性の参画

- 本県の審議会等における女性委員の割合の推移をみると、平成 10 年度の 17.3% から徐々に増え始め、平成 16 年度には平成 22 年度の目標値である 30% を超えるなど順調に増加してきました。
- 平成 20 年度からは、滋賀県男女共同参画計画(第 2 次改訂版)の目標値を 40% に設定し、令和 2 年度に 40.9% と初めて目標を達成しました。
- 令和 3 年 10 月に策定したパートナーしがプラン 2025(滋賀県男女共同参画計画・滋賀県女性活躍推進計画)においては、毎年度の目標値を 40% 以上 60% 以下に設定し、令和 7 年度は 44.6% と令和 3 年度から毎年度目標を達成しています。
- 平成 30 年度以降全国平均を上回り、令和 6 年度は 5 ポイント上回っています。

図 7 審議会等における女性委員の割合の推移 (滋賀県・全国平均)

資料：内閣府、県女性活躍推進課資料 ※平成 29 年度より調査時点を 4 月 1 日に変更

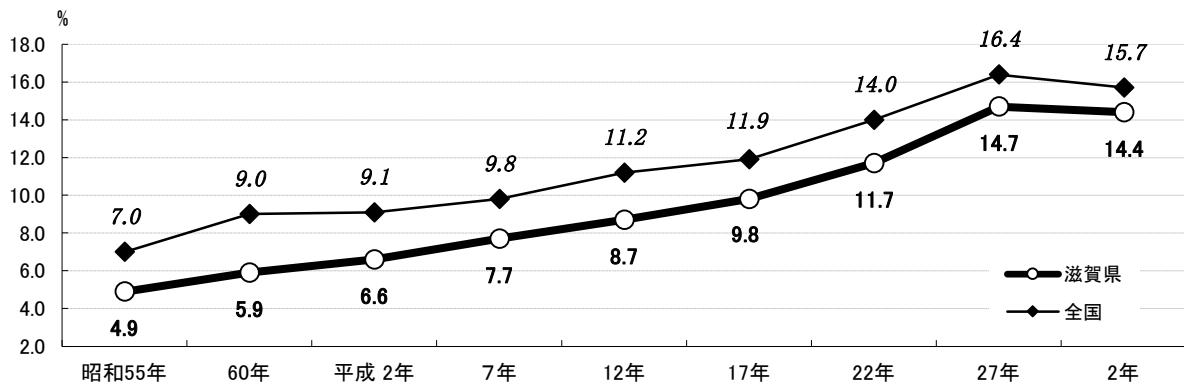


※審議会等：地方自治法第 138 条の 4 第 3 項に基づく、法律または条例の定めにより設置された調停、審査、諮問または調査のための機関

■本県における管理的職業に従事する者に占める女性の割合の推移をみると、徐々にではありますが、上昇傾向にあります。令和2年国勢調査では14.4%となっており、平成27年を0.3ポイント下回りましたが、全国順位は39位から37位に上昇しました。

図8 管理的職業に従事する者に占める女性の割合（滋賀県・全国）

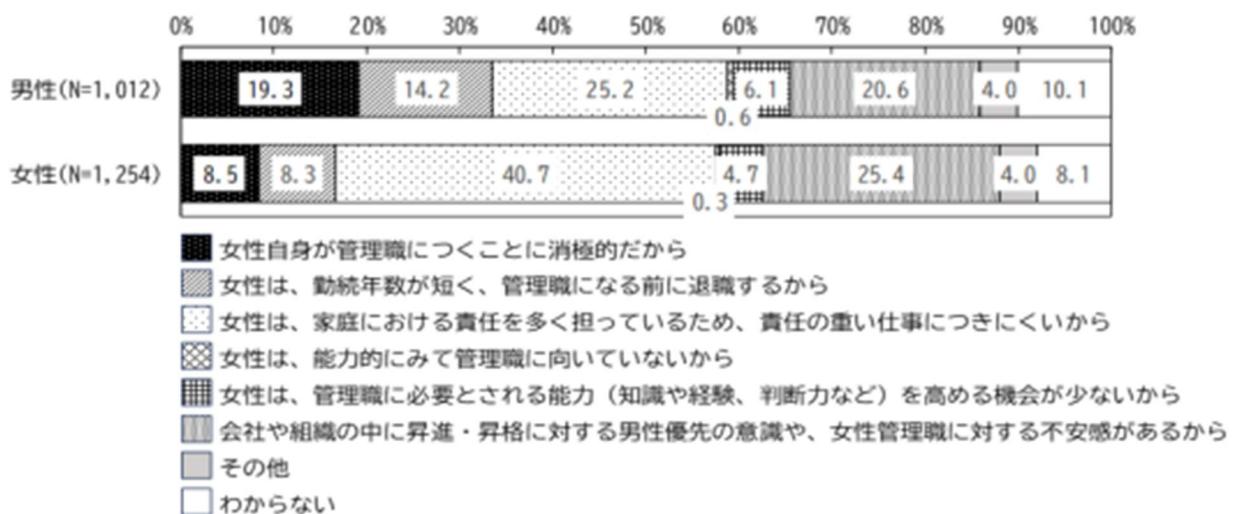
資料：「国勢調査－管理的職業に従事する者の割合」（総務省）



■ 女性の管理職が少ない理由は、男性、女性ともに「女性は、家庭における責任を多く担っているため、責任の重い仕事につきにくいから」が最も多く、男性が25.2%、女性が40.7%と、女性の方が15.5ポイント高くなっています、男女の差が大きい。

図9 管理職につく女性が少ない最も大きな理由（滋賀県）

資料：「男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査（令和6年）」（県女性活躍推進課）



■自治会における、女性が代表・副代表である団体の数・比率をみると、市部を中心に徐々に増加していますが、県全体では女性の代表も副代表もいない自治会は85.5%と、依然として多くを占めています。

図10 女性が代表または副代表である自治会の割合(滋賀県)

女性が代表者または副代表者になっている自治会、  
町内会、区等の割合 (%)

\* 県全体で 485 自治会／3,351 自治会  
(全体の 14.5%)



令和7年4月1日現在  
県女性活躍推進課「市町における男女共同参画推進状況調査」

### 3. 男女共同参画に関する意識

- 総数では、「男性は仕事をし、女性は家庭を守るべき」という考え方について『同感する』が18.8%（※1）、「同感しない」が74.1%（※2）となっている。（令和元年度調査：『同感する』は34.8%、『同感しない』は59.5%）
- 性別では、『同感する』は男性では24.3%となっており、女性（14.3%）を10ポイント上回っている。
- 男女とも比較的高い年齢層で『同感する』割合が高い。

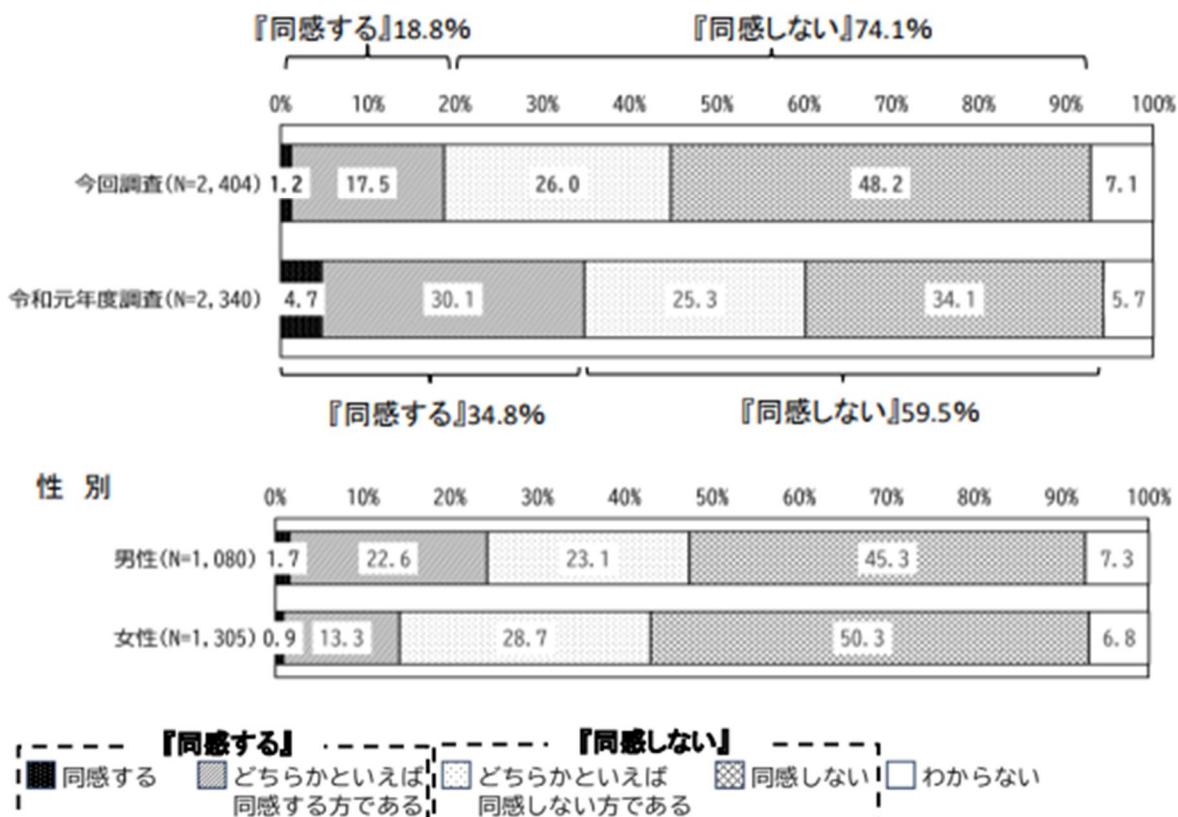
※1「同感する」「どちらかといえば同感する」の合計

※2「同感しない」「どちらかといえば同感しない」の合計

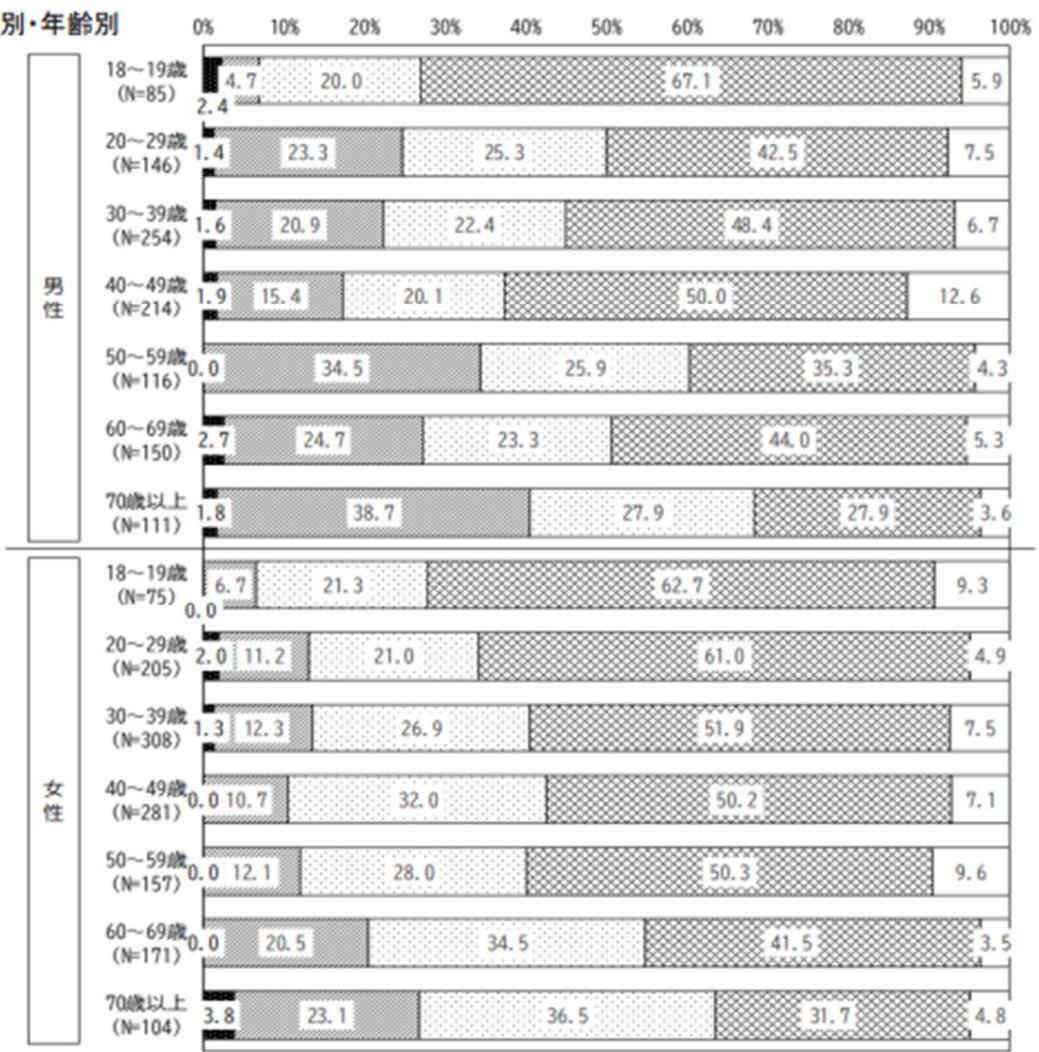
図11 「男性は仕事、女性は家庭を守るべき」という考え方について（滋賀県）

資料：「男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査（令和6年）」（県女性活躍推進課）

前回調査（令和元年度調査）との比較



## 性別・年齢別



## -----『同感する』-----『同感しない』-----

■ 同感する   ■ どちらかといえば同感する   ■ どちらかといえば同感しない   ■ 同感しない   ■ わからない  
 同感する方である   同感しない方である

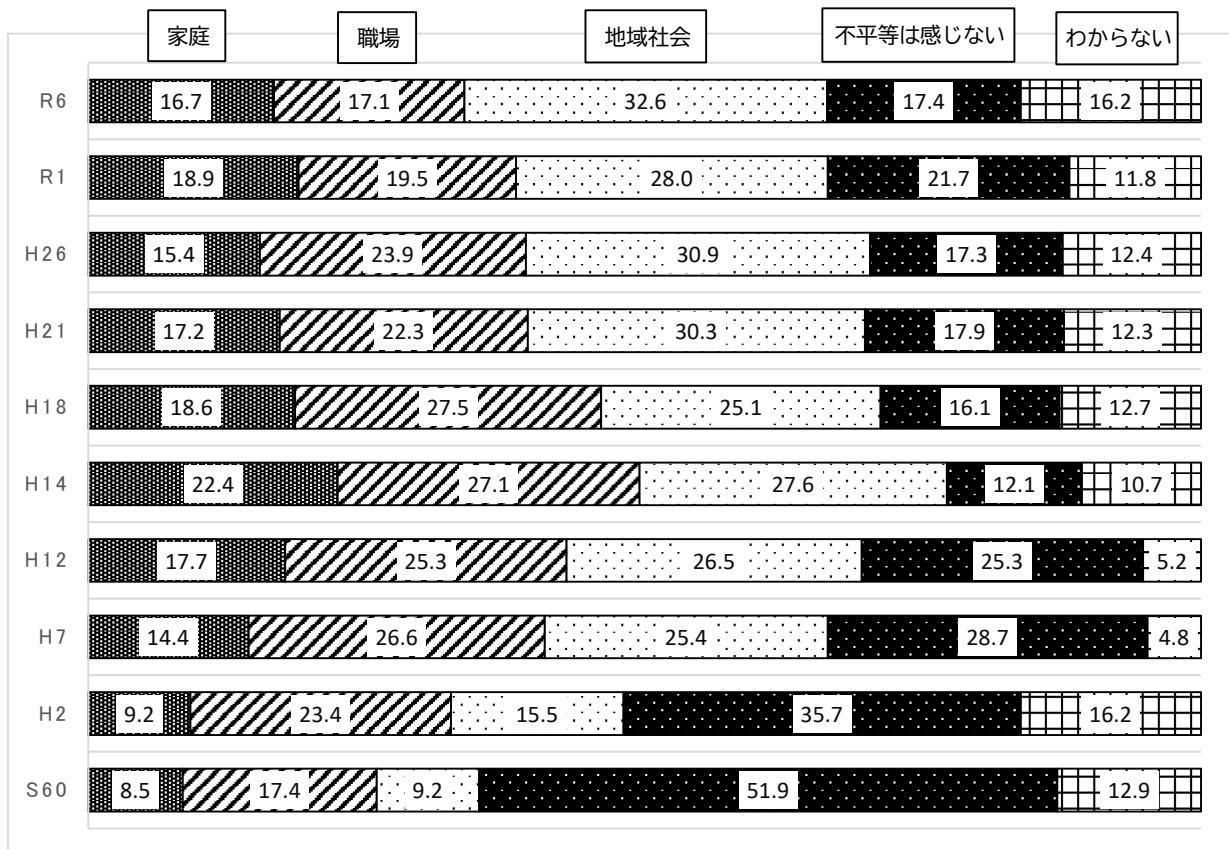
- 男女の不平等感に関しては、昭和 60 年の調査においては、「不平等は感じない」とする回答が過半数(51.9%)を占めていましたが、その割合は減少しています。これは、女子差別撤廃条約の批准等、女性の地位向上に向けた一連の動きとも相まって、人々の気づきが促され、徐々に不平等に気づく人が増えたものと考えられます。
- どのようなところで不平等を感じるかについては、令和6年の調査では「地域社会」の割合が高くなっています。

図 12 男女の不平等を感じるところ（滋賀県）

資料：「県政世論調査（昭和 60 年から平成 12 年）」（滋賀県）

「男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査

（平成 14 年、18 年、21 年、26 年、令和元年、6 年）」（県女性活躍推進課）



\*選択肢「わからない」について

昭和 60 年、平成 2 年の調査では「決められない」という選択肢で調査を実施。

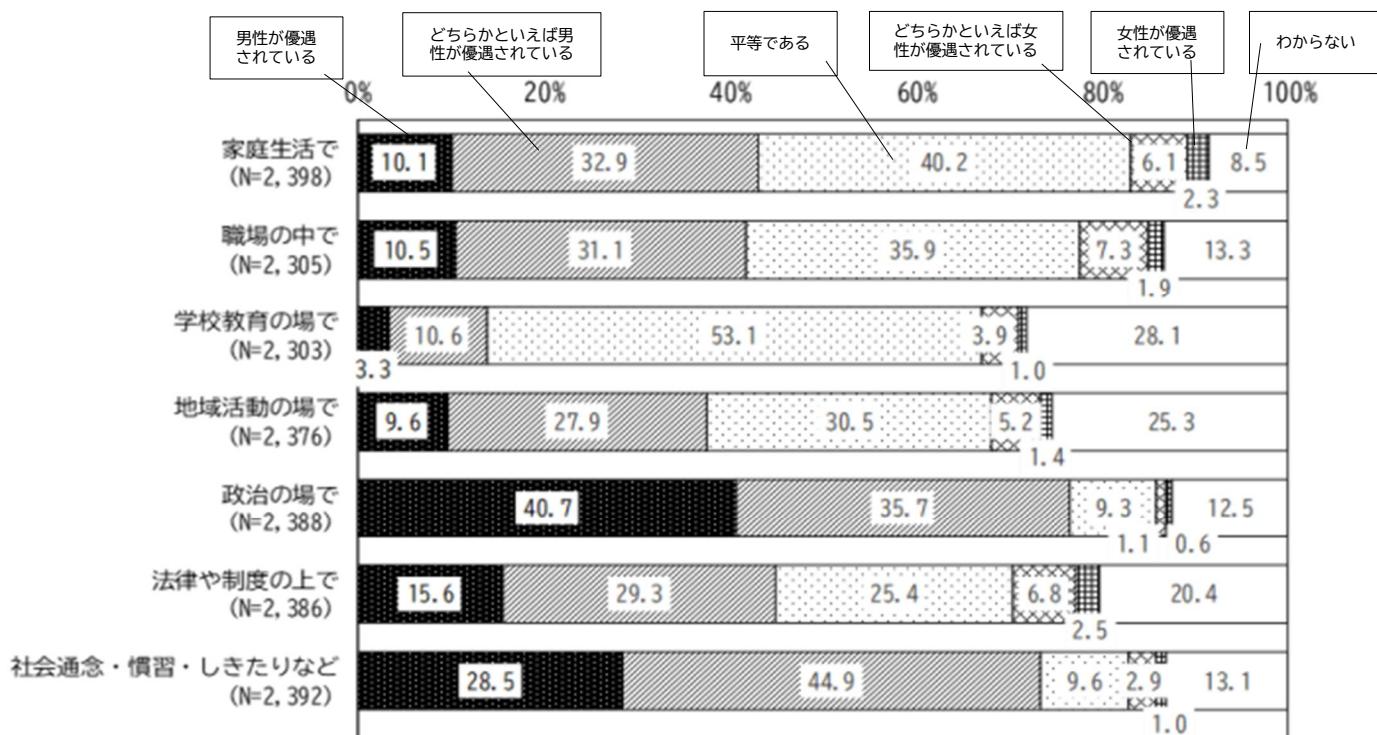
平成 7 年、平成 12 年の調査では「無回答」という選択肢で調査を実施。

平成 14 年、平成 18 年、平成 21 年、平成 26 年の調査では「わからない」という選択肢で調査を実施。

- 各分野における男女の地位の平等感では、「政治の場」においては 76.4%、「社会通念・慣習・しきたり」においては73.4%の人が、『男性が優遇』(「男性が優遇されている」と「どちらかといえば男性が優遇されている」の合計)と回答しています。
- 女性が優遇されていると思う人は、どの分野でも 1 割にも満たない割合になっています。

図 13 各分野における男女の地位の平等感 (滋賀県)

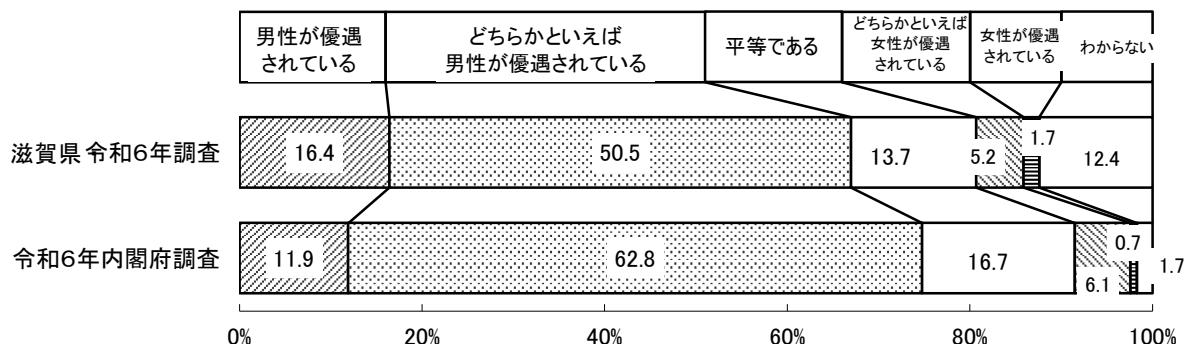
資料 :「男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査（令和6年）」（県女性活躍推進課）



- 社会全体における男女の地位の平等感については、『男性が優遇』(「男性が優遇されている」と「どちらかといえば男性が優遇されている」の合計)が 66.9%で、全国に比較すると 7.8 ポイント低くなっています。

図 14 社会全体における男女の地位の平等感 (滋賀県・全国)

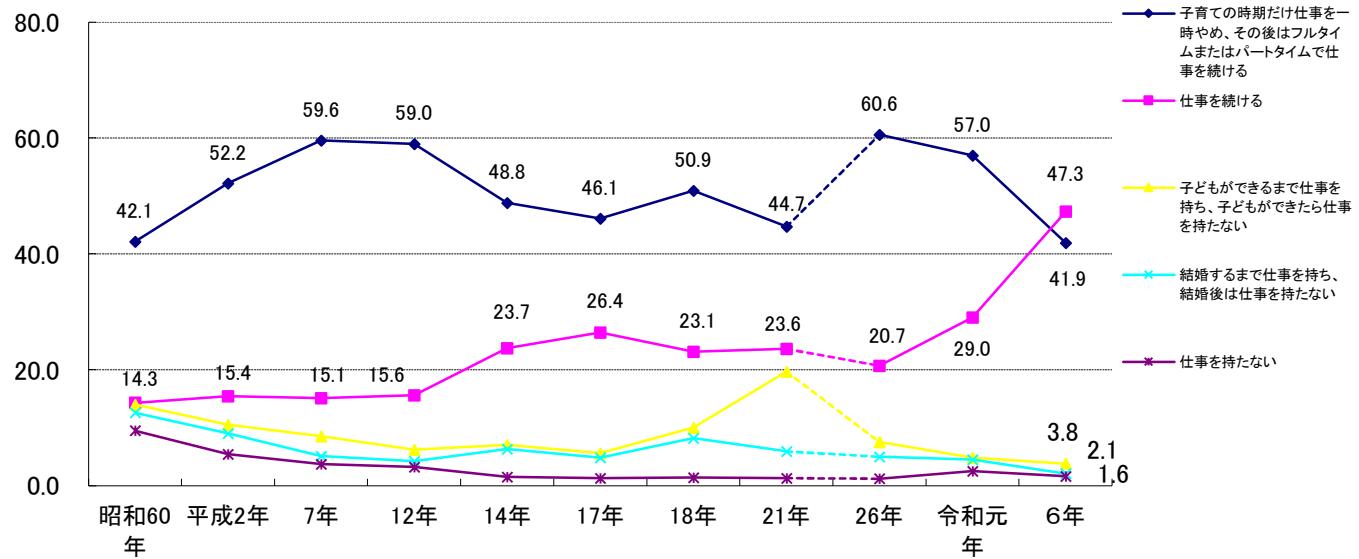
資料 :「男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査（令和6年）」（県女性活躍推進課）  
「男女共同参画社会に関する世論調査（令和6年）」（内閣府）



■滋賀県における、女性の理想の働き方として、令和6年度に初めて「仕事を続ける」と考える人の割合が最も多くなりました。

図 15 女性の理想の働き方に関する考え方（滋賀県）

資料：「県政世論調査、男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査」（滋賀県）



※平成 26 年度調査では、質問内容を「理想とする女性の働き方」から女性に対しては「あなた自身の働き方の理想」に変更。